

騒音規制法及び振動規制法等の規制区域区分の変更について

(概要)

鳥栖市基山都市計画地区計画（鳥栖市新産業集積エリア地区計画）の決定に伴い、対象地域において、農村地域工業等導入促進法に基づく農村地域工業等導入地区が設定された。

今後、大規模工業団地が形成されることになるため、対象地域に設定されている従来の騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の規制区域区分を、既存の工業団地と同じ規制区域区分に合わせるもの。

(対象地域位置)

鳥栖市幸津町字下川原、東中野及び鳥栖市儀徳町字荊

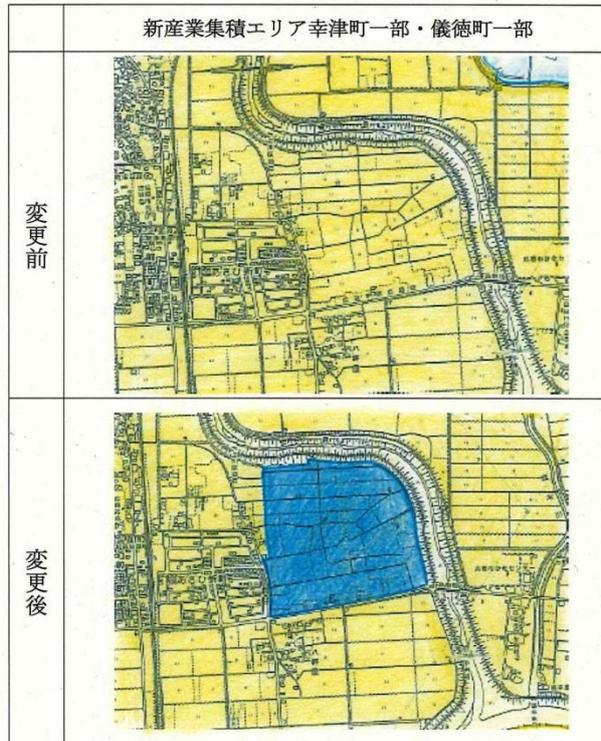
(面積)

約 27.9 ha

(規制見直し案)

別紙のとおり

【騒音】規制地域図見直し（案）



規制基準

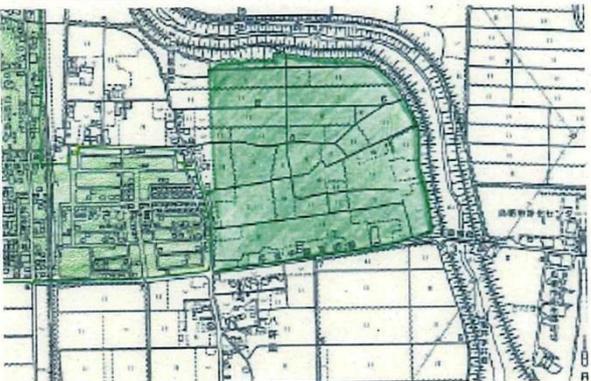
凡 例		
特定工場等の規制に伴う地域区分	特定建設作業の規制に伴う地域区分	色別
第1種区域	第1号区域	
第2種区域		
第3種区域		
第4種区域	第2号区域	

【振動】規制地域図見直し（案）

	新産業集積エリア幸津町一部・儀徳町一部
変更前	
変更後	

規制基準		
凡 例		
特定工場等の規制に伴う地域区分	特定建設作業の規制に伴う地域区分	色別
第1種区域	第1号区域	
第2種区域	第2号区域	
		

【悪臭】規制地域図見直し（案）

新産業集積エリア幸津町一部・儀徳町一部	
変更前	
変更後	

騒音規制法

特定建設作業に係る規制区域

区域区分	
第1号区域	騒音規制法に基づく特定施設の規制基準において、第1種区域、第2種区域及び第3種区域として定められた区域の全域並びに第4種区域として定められた区域のうち、学校、保育所、認定こども園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地境界から80m以内の区域
第2号区域	第1号区域以外の区域

特定建設作業に係る規制基準

	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	85dB（作業場所の敷地境界において）	
作業時間帯	19:00～7:00でないこと	22:00～6:00でないこと
1日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日ではないこと	

特定施設に係る規制基準

	昼間（8:00～19:00）	朝（6:00～8:00） 夕（19:00～23:00）	夜間（23:00～6:00）
第1種区域	50dB	45dB	
第2種区域	60dB	50dB	
第3種区域	65dB		55dB
第4種区域	70dB		65dB

※ただし、第3種区域、第4種区域内で学校、保育所、認定こども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの施設の敷地境界から50mの区域内では、上表に定める値から5dBを減じた値とする。

振動規制法

特定建設作業に係る規制区域

区域区分	
第1号区域	第1種区域として定められた区域の全域並びに第2種区域として定められた区域のうち次に掲げる区域 (1) 工業地域、工業専用地域以外の区域 (2) 工業地域、工業専用地域のうち、学校、保育所、認定こども園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地境界から80m以内の区域
第2号区域	第1号区域以外の区域（指定地域に限る）

特定建設作業に係る規制基準

	第1号区域	第2号区域
振動の大きさ	75dB（作業場所の敷地境界において）	
作業時間帯	19:00～7:00でないこと	22:00～6:00でないこと
1日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜その他の休日ではないこと	

特定施設に係る規制基準

	昼間（8:00～19:00）	夜間（19:00～8:00）
第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	65dB	60dB

※ただし、第2種区域内で学校、保育所、認定こども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地境界から50mの区域内では、上表に定める値から5dBを減じた値とする。

参考資料

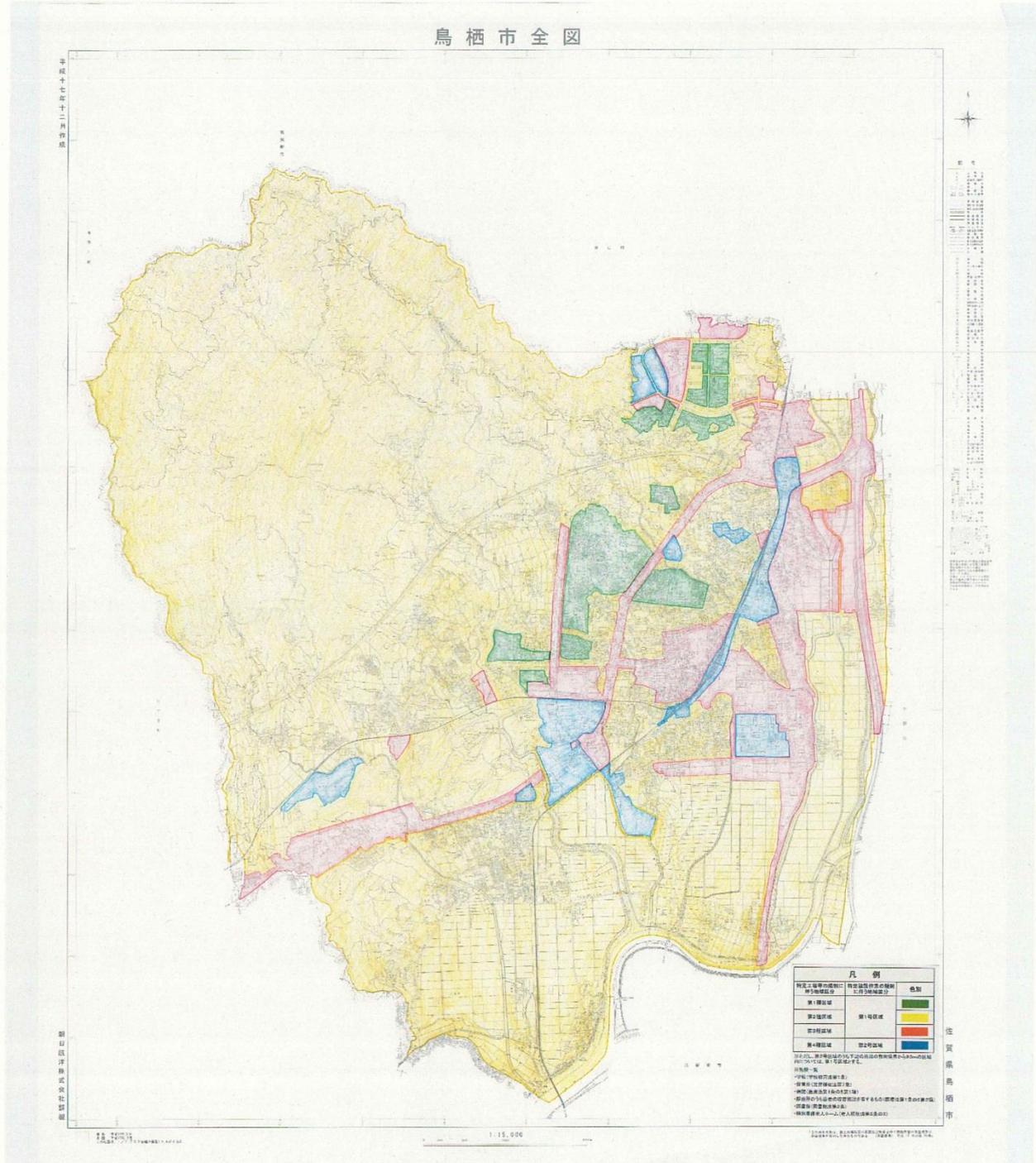
騒音値の目安

騒音レベル (dB)	音源
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車のクラクション (前方2メートル)
100	電車の通るときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場内
80	地下鉄の車内 (窓を開けたとき)、ピアノ
70	掃除機、騒々しい事務所
60	普通の会話、チャイム
50	静かな事務所
40	深夜の市内、図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音

振動値の目安

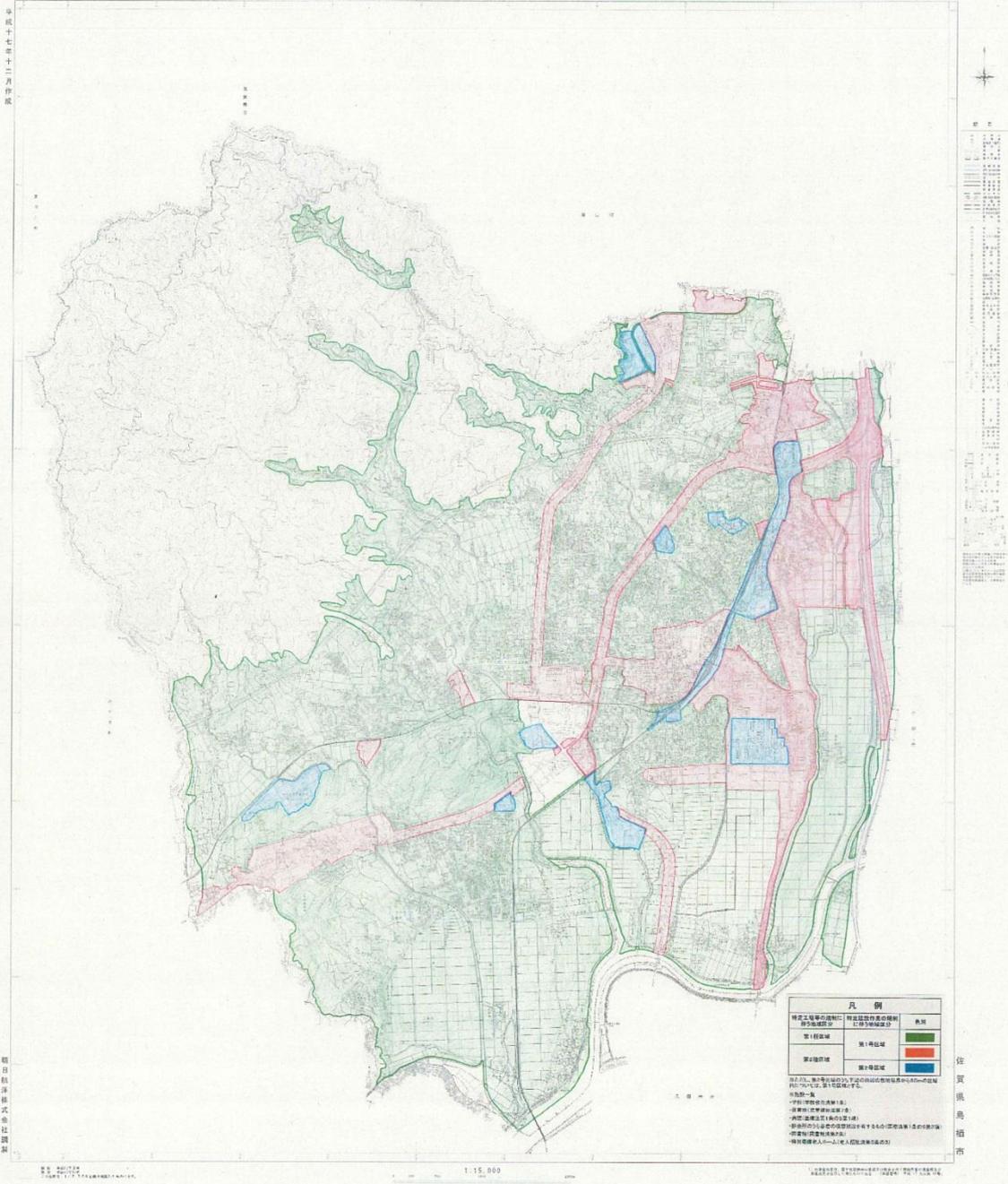
振動レベル (dB)	振動の程度
90	家屋が激しく揺れ、すわりの悪いものが倒れる
80	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと音をたてる
70	大勢の人に感じる程度で、戸、障子がわずかに動く
60	静止している人だけ感じる
50	人体に感じない程度

鳥栖市全図



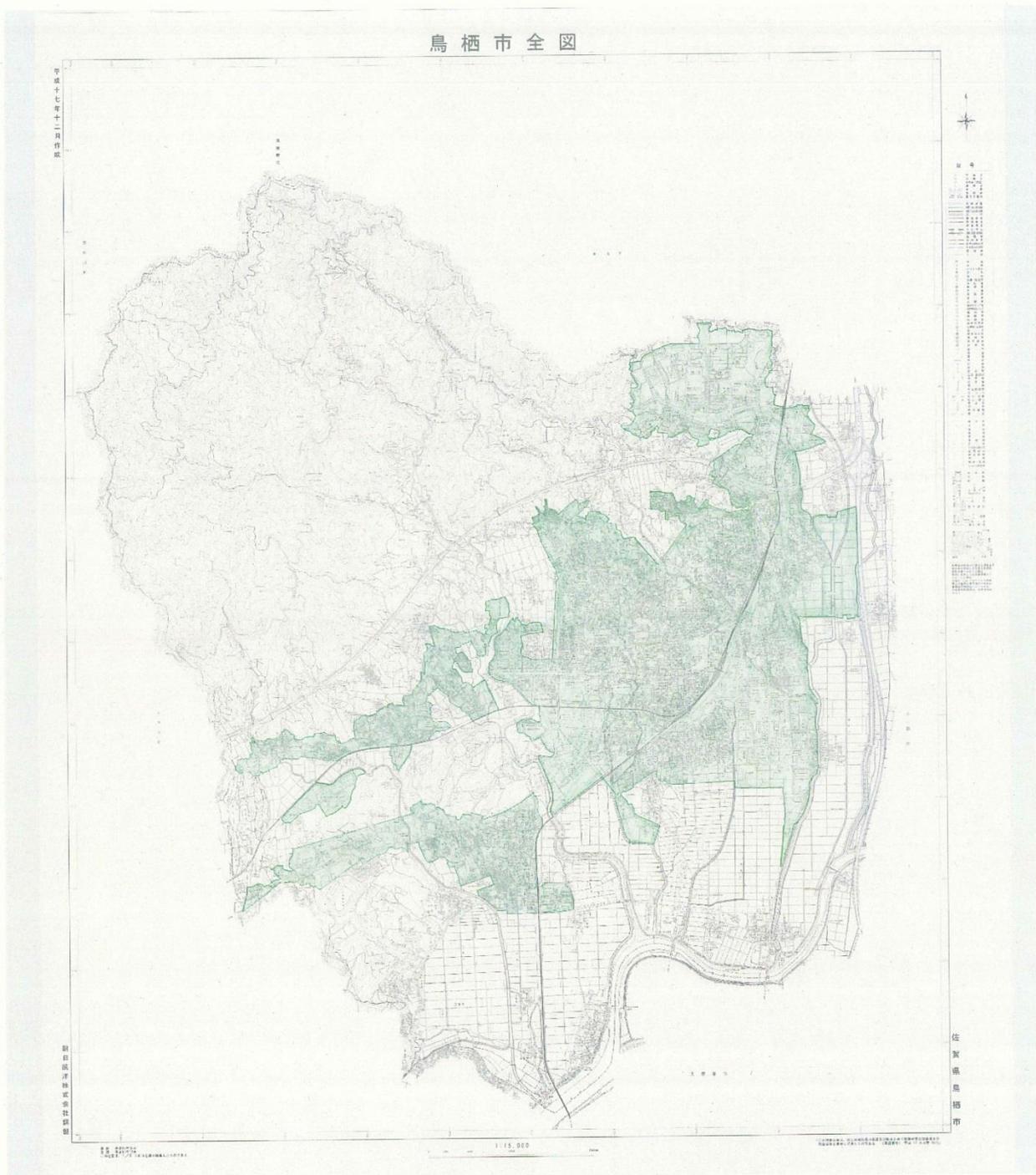
騒音規制区域図

鳥栖市全図



振動規制区域図

鳥栖市全図



悪臭防止規制地域図